

A Study on the Enhancement of Health Activities in Kindergartens Based on the Revision of Kindergarten Education Guidelines

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-05-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Mori, Yoshie メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00061947

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



幼稚園教育要領改訂をふまえた幼稚園における 保健活動の充実に関する一考察

森 慶恵

A Study on the Enhancement of Health Activities in Kindergartens
Based on the Revision of Kindergarten Education Guidelines

Yoshie MORI

1 はじめに

学校教育法¹⁾第22条において、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とあり、幼児教育における園児の健康とその保持増進が示されている。しかし、近年は幼児の健康課題も多様化、複雑化しており、幼児期を含む子どもの健康はますます重要視されている。

そのような中、小学校、中学校、高等学校では、子どもの健康を守り育てる専門職として、養護教諭が果たす役割は年々大きくなり、学校保健活動における重要な存在となっている²⁾。この「学校保健活動」とは、「学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど学校における保健管理と保健教育³⁾」を推進する活動を表す。

一方、幼稚園における養護教諭の配置については、学校教育法幼稚園設置基準第6条に、「幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭または養護助教諭及び事務職員を置くよう努めなければならない」と規定されており、養護教諭の配置は努力義務となっている¹⁾。そのため、幼稚園における養護教諭の配置状況は、小

学校、中学校、高等学校に比較して十分とは言えない状況である^{4), 5)}。

芝木ら⁶⁾は、養護教諭配置園と未配置園について保健活動の実態調査を行い、養護教諭配置園の方が園児の健康・安全管理の体制が整っており、園児の生活に直結した、その場に応じた健康課題への対応が図られていることを明らかにしている。その上で、幼稚園における保健活動は、園児にとって健康維持や、基本的な生活習慣を身につけるうえで重要であり、複雑多様化した園児の健康問題と成長発達の支援及び保護者の子育て支援が、幼稚園の保健活動に求められていると指摘している。また、筒井ら⁷⁾は、幼稚園の教職員へのアンケート調査結果から、幼稚園における保健活動は、幼稚園教諭を中心に各園独自の方法で行われていること、園児の健康問題や保護者のニーズの多様化を受けて教職員の保健活動への意識が高まっていると同時に、その実施に不安や困難が生じていることも明らかにしている。また、田中らは⁸⁾、幼稚園への訪問調査と教職員へのインタビュー調査から、養護教諭未配置園における保健活動の問題点と、より充実した活動にするための課題を次のように報告している。未配置園の中には、保健活動の不十分な面や問題点がみられたこと、その中には問題点や課題の存在に気付いていないために、問題が存在するにもかかわらず、現状に満足している場合もみられたことを明らか

にしている。そして、幼稚園では幼児の心身の健康状態の変化を早期に発見し、迅速で効果的な対応をとることができるように、養護教諭の配置を望むとともに、未配置の場合には幼稚園教諭の幼児の健康に関する能力形成のための指導を行うことを求めている。

以上のように、幼稚園における保健活動では、多様化、複雑化する幼児の健康課題に対応するために、その中心的役割を担う専門職である養護教諭の配置が望まれる。しかし、現実的には難しい状況の下、養護教諭の不在を前提とした方策を図る必要もある。田中らは⁸⁾、養護教諭未配置幼稚園の保健活動の充実には、地域の小学校と連携をして養護教諭の協力を得ることを、幼稚園の保健活動の充実を図っていくための現実的、効果的な方法として提案している。そして同時に、保健に関する知識、技術の高い教職員の育成も実現可能な改善策として挙げている。

そこで、本稿では多様化、複雑化する幼児の健康課題に対応するために、改定された幼稚園教育要領をふまえた、幼稚園における保健活動の在り方について検討する。

2 幼稚園教育要領改訂からみる保健活動

2017年3月、幼稚園教育要領⁹⁾(文部科学省)、保育所保育指針¹⁰⁾(厚生労働省)、及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領¹¹⁾(内閣府)が、同時に改定された。今回の幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令同時改訂の趣旨は、いずれの就学前施設に通う子どもにも、共通して質の高い幼児教育を提供しようとする意図が反映されている。

今回の幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂の基本的な考え方¹²⁾として、文部科学省は、①子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現と、②知識の理解の質を更に高めた確かな学

力の育成、③道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成を挙げている。子どもの健やかな心と身体の育成のために、体育・健康に関する指導の充実が求められており、幼児教育だけにとどまらず、中学校に至るまでの健康を視野に入れた保健教育、保健活動が必要と考える。

また、今回の改訂においては、「改訂の基本方針」の理念を明確にし、社会で共有されることを目的に、幼稚園指導要領においては新たに前文が設けられている(資料1)。そこでは、①教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること、②「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと、③幼稚園教育要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実が示されており、ここでも幼稚園だけでなく、すべての学校において共通した目的のもと、目標が達成されるよう教育が行われることが確認されている。

そして、その目標の第一には、健やかな身体を養うことが示されており、幼児教育から続く学校教育全般の基盤を成すものとして、健康や子どもの健やかな成長が重要視されていると言える。そのため、それぞれの幼稚園においては、幼児期にふさわしい生活をどのように展開するのか、健康の視点からも教育課程に明確に示して、その実現を図っていくことが必要である。

3 「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から考える保健活動

今回の改訂ではさらに第1章総則に、幼稚園教育において「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記された(資料2)。そこでは、幼稚園教育で育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つを示し、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育む

こととしている。この3つの資質・能力について、無藤ら¹⁴⁾は幼稚園から高等学校までを通して伸びていくものであり、資質・能力は、小学校以降には「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」として発展していくものであると述べている。

そして、その資質・能力が、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されている。その中で健康に関しては、「(1) 健康な心と体」として第一項目にあげられ、その内容は、「幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる」とされている。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」は、各幼稚園で幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、「幼稚園教育で育みたい資質・能力」が育まれている幼児の具体的な姿であり、幼稚園修了時に期待される姿ともいえる。そのため、これらの姿を念頭に置いて、子どもが発達していく姿を日々とらえ、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり、必要な援助を行ったりするなどの工夫をして、保健活動を展開する必要がある。

また、これらの姿が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことには、十分留意しなければならない。請川ら¹⁴⁾も、「10の姿」は到達目標として提示されたわけではなく、これまで「方向目標」としてとらえられてきた幼稚園教育要領が、さらに一歩踏み込んで具体的な姿を示したものと述べている。つまり、これらの姿は達成すべき結果ではなく、その姿に目指した過程が重視されるものではないだろうか。そのためには、子どもの育ちを点ではなく、未来へつながる線上でとらえる必要がある。

そこで、これらの姿は子ども一人一人の発達

の特性に応じて育っていくものであるという視点、子どもの個人差をふまえた視点が、子どもの心と体の成長に直結する保健活動においてはより重要となる。そして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園修了時に突然表出するものではないため、その子どもの育ちを日々の活動の中で的確に見取り、その段階に応じた支援や指導を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見据えて行うことが、保健活動には必要となっていく。

そして、これらの姿は幼稚園の教師が適切に関わることで、特に幼稚園での生活の中において見られるようになる幼児の姿であることに留意して、保健活動の評価に生かしたい。幼稚園教育で育みたい3つの資質・能力を目標にして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を評価の観点とすることで、保健活動の評価を妥当性や信頼性をもって、教員間で検討することが可能となるだろう。また、その保健活動の評価の観点となる「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、「(1) 健康な心と体」に限らない。なぜなら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して育むものであり、幼稚園のあらゆる教育活動はその姿の育成につながるものだからである。そのため、保健活動は子どもの心身の健康のための活動ではあるが、同時に10の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながる教育活動としての意味も大切にしなければならない。

4 心身の健康に関する領域「健康」と保健活動

各領域における「ねらい」は、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容はねらいを達成するために指導する事項である。本稿では、5領域のうち保健活動と関係の深い、心身の健康に関する領域「健康」について、その改訂された点を中心に、保健活動との関連を検討する（資料3-1、3-2）。

領域「健康」では、改定に伴って次の5点が充実されている。

- ① 「見通しをもって行動すること」が「ねらい」に明示
- ② 「食べ物への興味や関心をもつこと」を「内容」に明示
- ③ 「幼児期運動指針」（平成24年3月文部科学省）などを踏まえ、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすることを「内容の取扱い」に明示
- ④ 幼稚園教育要領において、これまで第3章指導計画作成に当たっての留意事項に示されていた安全に関する記述を、安全に関する指導の重要性の観点等から「内容の取扱い」に明示

①については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の「健康な心と体」に示されたように、基本的生活習慣の形成においては、幼児の主体的な活動を展開し、自立心を育てる観点から「見通しをもって行動すること」が明示されている。現代社会における家庭の様子は多様であるため、子どもの家庭での生活経験も様々であることを十分に理解し、配慮する必要がある。そのため、画一的な内容を示して指導するのではなく、幼稚園生活の自然な流れの中で、子どもが自分の体を大切にしたり、身の回りを清潔で安全なものにしたりすることを通して、生活に必要な習慣や態度を身につけることをめざしたい。そして、次第に生活に必要な行動について、見通しをもって自立的に行動していくようにすることが重要である。

また、②「食べ物への興味や関心をもつこと」は、食の大切さに気づき、進んで食べることにつながり、それは健康な心と体を育てることになる。また、食べ物への興味や関心をもつようにすることは、日常の食事を大切にする態度を育むことにつながるため、食育の一層の充実が望まれている。

③「多様な動きの経験」については、走ったり、跳んだり、投げたりといった運動的な遊び

はもとより、これにとどまらずいろいろな遊びの中で多様な動きに親しむことは、幼児期に必要な基本的な動きを身に付ける上で大切である。教師は、子どもが様々な遊びを楽しみながら、多様な動きを経験できるよう、活動の工夫をすることが大切となる。

④についてこの改定では、避難訓練の実施が明示され、安全に関する指導の重要性が示されている。火事や地震等の自然災害を想定した避難訓練を行うことは、子どもたちが災害時には教師の下でその指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにするために重要である。また、避難訓練は、非常時に教職員が落ち着いて現状を把握、判断し、幼児を避難誘導できるかを確認し、問題がみつければ非常時に備えて修正するための訓練でもある。保健活動の中に、避難訓練を計画的に位置付け、実施の機会を確保していくことが望まれる。

5 保健活動の充実に向けた新たな教員養成

ここまでは、改定された幼稚園教育要領の改訂ポイントをふまえた保健活動の充実について検討を進めてきた。現在、このような幼児教育の転換期であると同時に、保健活動だけでなく、幼稚園教育現場の教員の資質能力の向上¹⁵⁾が求められおり、その質を担保するための教員養成の改革が始まっている。

幼稚園教諭養成課程においては、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」が新たに創設された。「領域及び保育内容の指導法に関する科目」は、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」で構成され、5領域の教育内容に関する専門的知識の習得と教育内容を指導するために必要な能力の獲得が、目標とされている。

この「領域に関する専門的事項」は、「領域それぞれの学問的背景や基盤となる考え方を学ぶこと」を維持し、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は「領域のねらいや内容をふまえた上で、領域ごとの保育内容の指導

法で実践すべき力を身に付けること」を目的に設定されている¹⁶⁾。幼稚園教員養成において、改めて「何をどのように指導するのか」を見つめ直し、深めることが求められていると言えよう。

そのため、近年、幼稚園協要領改訂をふまえた、領域「健康」の養成内容についても、様々な研究が報告されている。しかし、その多くが「領域に関する専門的事項」の検討で、「保育内容（健康）の指導法」の検討はほとんど見られない^{17) 18) 19) 20) 21) 22)}。その中で、入江ら¹⁶⁾は、「領域に関する専門的事項」に関する現行シラバスと一般社団法人保育教諭養成課程研究会が2017年3月に報告した報告書に示された、「領域に関する専門的事項」のモデルカリキュラムの一つである「幼児と健康（1単位）」と、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む.）」のモデルカリキュラムの一つである「保育内容『健康』の指導法（2単位）」を、比較検討している。その結果、現行シラバスでは「領域に関する専門的事項」には十分対応できているが、「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」においては、対応しきれていない課題があることを報告している。

以上のことから、領域「健康」に関して「何をどのように指導するのか」の、「何」に該当する部分については、現行のシラバスで対応できていたり、その内容の検討が進められていたりするが、「どのように指導するのか」については検討が不十分な状態と言える。

しかし、「どのように指導するのか」は、改定された幼稚園教育要領が目指している幼児の主体的な力や学びに向かう力の育成に、大きく影響をする。「保育内容（健康）の指導法」のモデルカリキュラムでは、次のような9つの到達目標が示されている（番号筆者加筆）。

- ① 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、領域「健康」のねらい及び内容を理解する。
- ② 領域「健康」のねらい及び内容を踏まえ、

幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。

- ③ 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。
- ④ 領域「健康」において幼児が経験し身に付けていく内容の関連性及び小学校の教科等とのつながりを理解している。
- ⑤ 幼児の心情、認識、思考及び動き等を視野に入れた保育構想の重要性を理解している。
- ⑥ 領域「健康」の特性及び幼児の体験との関連性を考慮した情報機器及び教材の活用法を理解し、保育構想に活用することができる。
- ⑦ 指導案の構造を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。
- ⑧ 模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。
- ⑨ 領域「健康」の特性に応じた現代的課題や保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。

これらの目標は、教師の子どもへのかかわり方に関するものであり、それは子どもの意欲や動機付けに影響する。主体的・対話的で深い学びが求められる新幼稚園教育要領だからこそ、これらの目標に到達する養成の在り方が重要であり、「保育内容（健康）の指導法（情報機器及び教材の活用を含む.）」のさらなる検討は、今後の課題である。

6 おわりに

多様化、複雑化する幼児の健康課題に対応するための幼稚園における保健活動のあり方について、改定された幼稚園教育要領をふまえて検討をしてきた。

幼児期の健康は、幼稚園から続く学校教育全般の基盤を成すものとして重要であり、新幼稚園教育要領においても、健康、健やかな成長が教育の目標として重要視されていた。それは新幼稚園教育要領で明示された「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」にも反映されており、その趣旨を理解し、

実現に向けた保健活動を構築する必要性が明らかになった。

また、今後は健康課題の解決に向けた保健活動を担う、資質能力の高い教員を養成するために養成機関においては「領域に関する専門的事項」と「保育内容(健康)の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の具体化を早急に検討し、「何をどのように指導するのか」について学生自らも、主体的に学ぶ、新しい領域「健康」のカリキュラム開発を推進していくことが今後の課題となった。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省：学校教育法
- 2) 文部科学省：現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として、
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1384974.htm (2020. 10. 27 確認)
- 3) 文部科学省：学校保健の推進、
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/index.htm
(2020. 10. 27 確認)
- 4) 山本 佳奈実, 大野 泰子：A県における幼稚園での養護教諭の職務, 鈴鹿短期大学紀要 35, 107-114, 2015.
- 5) 田中 敏明, 福田 倭子, 松井 尚子：養護教諭を置いていない幼稚園における学校保健活動の実態, 九州女子大学紀要 54(2), 141-157, 2018.
- 6) 芝木 美沙子, 仲田 さくら, 長谷川 幸恵, 南向 素子, 笹嶋 由美：幼稚園における保健活動の実態—養護教諭配置園と未配置園について, 北海道教育大学紀要 教育科学編 58(2), 81-93, 2008.
- 7) 筒井 康子, 脇村 桂子：幼稚園における保健活動の実態と養護教諭の必要性, 九州女子大学紀要 49(2), 55-72, 2013.
- 8) 田中 敏明, 福田 倭子, 松井 尚子：養護教諭を置いていない幼稚園における学校保健活動の実態, 九州女子大学紀要 54(2), 141-157, 2018.
- 9) 文部科学省：幼稚園教育要領, 2017
- 10) 厚生労働省：保育所保育指針, 2017
- 11) 内閣府, 文部科学省, 厚生労働省：幼保連携型認定こども園教育・保育要領, 2017.
- 12) 文部科学省：幼稚園教育要領, 小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント,
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/03/30/1304415_001.pdf (2020. 10. 27 確認)
- 13) 無藤 隆, 汐見 稔幸, 砂上 史子：ここがポイント! 3 法令ガイドブック—新しい『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の理解のために—, フレーベル館, 14-15, 2017.
- 14) 請川 滋大, 深沢 佐恵香, 徳田 多佳子, 三上 史, 加藤 直子, 松原 乃理子：幼稚園教育要領改訂とこれからの幼児教育, 日本女子大学大学院紀要. 家政学研究科・人間生活学研究科 (24), 177-187, 2018.
- 15) 文部科学省：これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い, 高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申) (中教審第184号),
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/c_hukyo0/toushin/1365665.htm
(2020. 10. 27 確認)
- 16) 入江 慶太, 荻野 真知子, 荻田 聡子, 岡田 恵子, 松本 優作, 後藤 大輔：幼稚園教育要領改訂に伴う保育内容領域「健康」に求められる授業内容に関する一考察—新しい教職課程におけるモデルカリキュラムとの比較を通して, 川崎医療短期大学紀要 (38), 85-89, 2018.
- 17) 山津 幸司：幼稚園教員養成課程で提供されるべき「保育内容(健康)」の特徴：九州地区国立教員養成大学・学部開講授業の分析結果からの考察, 佐賀大学教育実践研究 (38), 325-329, 2020.
- 18) 井上 邦子, 笠次 良爾, 宮下 俊也, 高木 祐介, 横山 真貴子：教員養成における幼稚園5領域科目の内容構成 (1) —「健康」に関わる教育内容研究知見に依拠して—, 次世代教員養成センター研究紀要 (4), 229-37, 2018.
- 19) 坂井 莉野：幼稚園教育要領等の改訂と教員養成の在り方: 領域健康」と小学校「体育」との関連から, 人文・自然・人間科学研究 (40), 171-185, 2018.
- 20) 松井 学洋：幼稚園教育要領改訂に伴う領域「健康」に関する専門的事項の授業内容の検討について, 教育学論究 (11), 119-123, 2019.
- 21) 榊原 浩晃：幼児教育「健康」領域に関する専門的事項のスコープ(範囲)とシークエンス(配列)：

科目「幼児と健康」(仮称)に関連する理論知の整理と再構築をめぐって福岡教育大学紀要. 第4分冊, 教職科編. 福岡教育大学 編 (69), 221-237, 2020.

22) 永田 誠, 玉江 和義: 幼児の健康な心と体を育てる領域「健康」に関する保育内容の検討, 大分大学教育学部研究紀要 41(2), 207-218, 2020.

資料1 幼稚園教育要領 前文

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、幼児期の教育については、同法第11条に掲げるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないこととされている。

これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓(ひら)き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各幼稚園において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

資料2 「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にしたい気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

資料3-1 心身の健康に関する領域「健康」の「1 ねらい」「2 内容」

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

資料3-2 心身の健康に関する領域「健康」の「3 内容の取扱い」

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。
- (6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。